

わせた不当表示問題はあつた。魚沼事件では、玄米袋を偽造した業者が詐欺罪で逮捕されたほだ。ただこの時代の米が現在と違ふのは、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

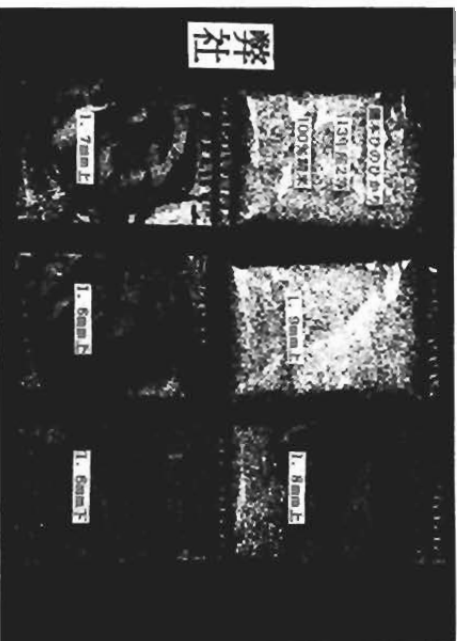
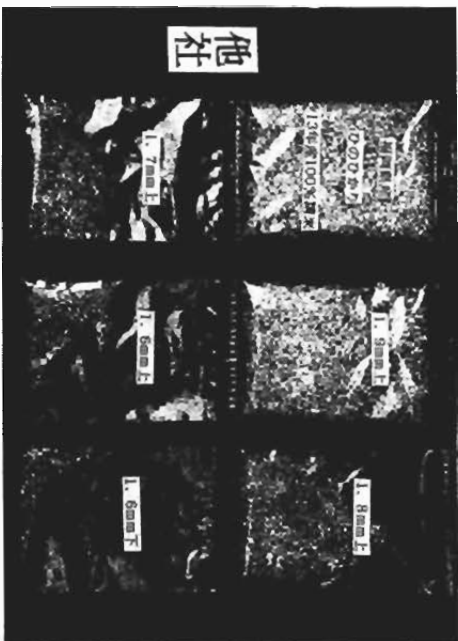
ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。

ブレンド米の割合は、卸精米の半分くらいはブレンド米であり、新潟こしひかりや秋田あきたこまちなどの有名銘柄のみが単品で販売されているにすぎないことである。



市販の平成13年産福岡県産ヒノヒカリ(100%)を大きさの異なる網目のふるい(縦目ふるい)にかけてみると、1.8mm目から落ちる米が多かった(上)。ウス米からシラタを抜いてブレンドしてあると思われる。下は弊社の13年産熊本ヒノヒカリ(2等米100%)

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

大になった。卸は安値納入を迫られ、品種偽装に走る例があつたと断言、マスコミを貼付した不当表示精米である。それ以外の、認証マークを貼付しない商品については、厳しチェックはほとんどなされず、野放しに近い状態であつた。この行政の甘い監視状況を逆手に取り、

新JAS法施行から1年……

米の不当表示は

なくなつたか

10kg2980円銘柄米のつくり方

(倉持正実撮影)

中島良一

底なしとも思えた食肉業界の偽装騒ぎもひと段落した感があるが、「雪印食品事件」の発端となつた在庫買い上げ分一万二〇〇tの牛肉のうち、検査が終了したロットはまだ三分の一くらいといわれている。この「パンドラの箱」がすべて開かない限り、食肉業界には枕を高くして寝られない人がいるのではないかと推察される。

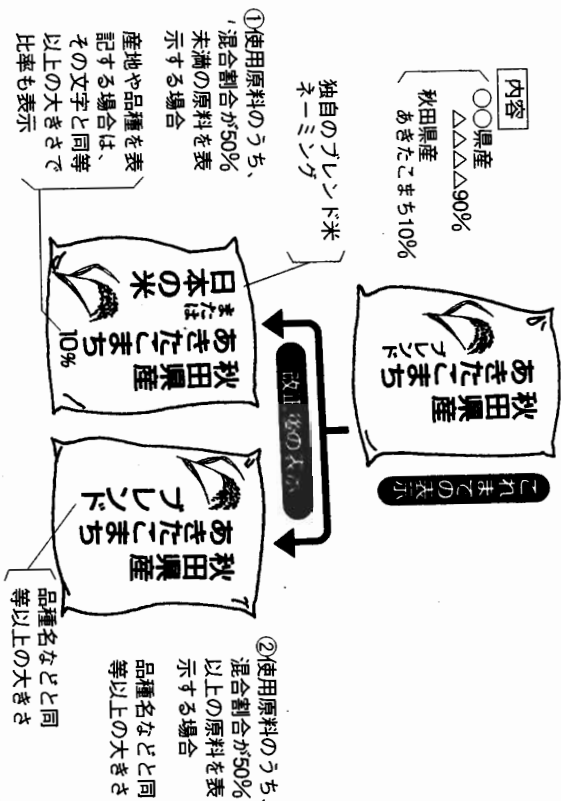
偽装問題は、食肉業界は当然だが、広く食品業界全般に携わる人間にとって近年まれにみる最大の関心事であつたと思われ。上場会社がわずかな期間に解散に追い込まれ、中小堅企業があつてなへ倒産に至つた結果をみれば、経営者や経営幹部は企業経営において何を優先しなければならぬか、一旦瞭然となつたからである。

米業界の表示問題を取り上げる場合、この一〇年ほどを遡れば三つの節目があるといえる。第一は一九九六年の新食糧法による流通規制緩和にもなう認証

米の表示問題、三つの節目

昨年四月一日から完全実施された。産年の表示は原則禁止。ただし、産地・品種・産年について、生鮮食品や米などの原産地表示が義務付けられ（生鮮食品は昨年七月から実施）、「有機農産物」や「遺伝子組み換え農産物」の表示が実施されている。このうち米の品質表示については、原料の品種・産地・産年米の産地・品種・産年に使用している中の最大の文字と同等以上の大きさで、「複数原料米」と「ブレンド」や「複数原料米」の表示がされていなければおかつたの表示がされていなければおかつたので、少量しか使われていない品種名が袋の表に大書されている。ブレンド」の文字が小さく書かれているなど、紛らわしい表示が残っていた。そこで今年の九月一日から、米表示改正が適用される。①五〇%未満の原料の産地・品種・産年の表示が可能な割合を表記する場合、産地・品種・産年の表示が可能な割合を記載する。②五〇%以上の原料米を使用するブレンド商品でも、その原料米の産地・品種・産年に使用している中の最大の文字と同等以上の大きさで、同一面にブレンド」の表示をしなければならぬ。なお、精米年月日が八月三十日以降に販売される全商品は適用される。③五〇%未満の原料の産地・品種・産年の表示が可能な割合を記載する。④五〇%以上の原料米を使用するブレンド商品でも、その原料米の産地・品種・産年に使用している中の最大の文字と同等以上の大きさで、同一面にブレンド」の表示をしなければならぬ。

図 JAS法改正によるブレンド米の表示のしかたの変化



認証マーク貼付を米卸に要求することなく、安易に安売りできる商品を納入させていたスーパーやデイリースカウターが全額にはかなり見られたはずである。

国にはかなり見られたはずである。

価格が変わらない不思議

食糧庁は昨年一月、新JAS法施行を間近に控え、全国で精米表示をチェックし違反している業者を厳しく指導した。その結果、これまで単品銘柄米一〇〇%表示の一〇kg一八〇円精米を販売していたスーパーやデイリースカウターは、いつせいにブレンド米表示に切り替えざるをえなくなった。

ただ、その手法はいかに泥縄式であった。それまで単品表示していた袋に、「ブレンド」とか「複数原料使用」と書かれたシールを申しわけ程度に貼ったりするものがほとんど。この当時、既成袋を生産している米袋メーカーの製品はほとんど単品表示袋で、ブレンド米デサインの新袋をまだ生産していなかったから

である。その後、目を追うことに、この既成米袋メーカーのカタログにもブレンド米シリーズが加わることになった。さらに、当時これらの付け焼刃ブレンド米の裏面表示は、計ったように銘柄米の比率が二〇%であった。それが一年を経る中で、やがて三〇%に増え、最近では今年九月からの表示改正(カコミ参照)を先取りするかのようになり五〇%表示に變化してきた。

だが、銘柄米の比率が変わっているというのに、一〇kg一八〇円という安売り米の販売価格は、銘柄米単品表示の時代からなんら変化していない。納入価格もおそらく大して変わっていないだろう。新JAS法制定を機に銘柄米一〇〇%の表示から二〇%に変わり、再びの法改正にともない五〇%表示に変わる……この表示がそれぞれ正しければ、原料原価が変化するはずなのに、である。納入卸は、新JAS法以前と以後で、表示の變化と自身の整合性や価格が変わらないことをどのように説明したのか、一度聞いてみたいものである。多少でも

米業界の原価構造を知るバイヤーなら、銘柄米の比率が変わっても納入価格や売値が変わらない理由を、納入業者とやり取りするのが本来の姿であろう。しかし、シビアなやり取りがどちらのスーパーで行なわれたという話ほとんど聞いたことがない。米卸側のコストダウン努力とか、計画外米調達力の誇示など、一見正当そうな理由付けを信用することですませてしまっているのであらうか。

一〇kg一九八〇円、あきたごまちブレンドのつくり方

もともと新JAS法施行以降、モニタリング調査が制度上確立し、DNA鑑定も行なわれるようになった。少なくとも単品の安売りに関しては、かなりの牽制効果が出ることとなったのも事実である。ただし、ブレンド米のブレンド比率までは食糧庁のDNA鑑定室ではチェックできないようである(民間検査機関OMICでは可能)、業務監査で帳簿を調べて不正を発見するしか手がないようである。

ブレンド米表示の改正は、今秋九月の新米期から実施される。豊作になり米価が下れば五〇％表示に対応できようだが、安い原料玄米が潤沢でなければ相変わらず不当表示問題が起る可能性があるといえる。

ブレンド米表示の改正は、今秋九月の新米期から実施される。豊作になり米価が下れば五〇％表示に対応できようだが、安い原料玄米が潤沢でなければ相変わらず不当表示問題が起る可能性があるといえる。

S法施行を契機にブレンド米表示をしたおかげで、あからさまな不正表示を追及されずにすんだ。食肉業界の二の舞いになることは免れたといつてよいだろう。ところが残念ながら、最近、米業界でも、千葉の大手卸業者が三三〇％以上に不正表示を行なっていた事実が公表された。この問題は、雪印食品問題が大騒ぎになったあと、一通の怪文書が業界でスコミや得意先筋に流されたことが発端となった。文書の内容は、この卸の商品で安売りされていた国産一〇〇％表示の精米をチエックしたら、明らかに外国産とわかる中粒種が混入していたというも

不正表示企業は社名を公表される

とはいえ米業界は、昨年四月の新JAS法施行を契機にブレンド米表示をしたおかげで、あからさまな不正表示を追及されずにすんだ。食肉業界の二の舞いになることは免れたといつてよいだろう。ところが残念ながら、最近、米業界でも、千葉の大手卸業者が三三〇％以上に不正表示を行なっていた事実が公表された。この問題は、雪印食品問題が大騒ぎになったあと、一通の怪文書が業界でスコミや得意先筋に流されたことが発端となった。文書の内容は、この卸の商品で安売りされていた国産一〇〇％表示の精米をチエックしたら、明らかに外国産とわかる中粒種が混入していたというも

雪印事件以前であれば、このケースは嚴重注意か業務改善命令くらいですまされ表されたことにはなかつたろう。雪印事件以降の社会環境が、ほかかぶりを許さない状況をつくつたのである。

卸の存在意義は

新JAS法が改正されると、大手企業だけでなく中小中堅企業でも、不正が発覚すれば氏名公表という最大の制裁措置が下されるようになる。厳しい監視と監督ルールのもと、同じ土俵での企業間競争が可能になる時代が近づいてきたようである。



弊社(福岡農産(株))では、新食糧法の施行以来、ブレンド米は独自のブレンド米で商品化してきた

る。また仮にDNA鑑定でクロとなった場合でも、産地での他品種混入問題もあるため、それだけで不当表示と決めつけるわけにはいかない。目下のところは、ブレンド米まで監視の目が行き届いてるとはいえない状況にある。

弊社の定期的な調査(大きさの異なる

あるの綱目を通す簡単な調査)では、昨年四月の新JAS法施行から日がつにつれ、ブレンド内容が明らかに悪化している。いわゆる「特定米穀」(未熟粒などのクスマ)の比率が高くなっている商品が散見される。

ここで、銘柄米五〇％のブレンド商品はどうなるか、一例をあげて説明してみよう。

現在、秋田県産あきたごまの玄米価格は六〇kg一万六八〇五円(九州特産み一等)であり、ヌカを一〇％削った精米原価は一kg三一円である。この玄米を五〇％使い、これに六〇kg一万二五〇〇円程度の八年産米(精米原価一kg三三二円)二〇％と一kg三〇円前後の特定米穀増量用三〇％をブレンドすれば、精米原価は一kg二六八〇円、一kgで二六八〇円となる。

しかしこれでは、一〇kg一九八〇円の店頭価格を実現するの

弊社は、一九九六年の流通規制緩和により登録卸を申請する際に、卸としての存在意義を深く考える機会を持った。その結果、「産地生産者と消費者、ユーザーを太いパイプで結ぶコーポレートネットワーク、架け橋役となる」という経営目的を掲げた。産地とユーザーとの交流を深める試みを地道に続ける中で、新規卸にもかわらず、産地が明確な自主米取り扱いが県内でも上位の卸となることのできた。

全国「棚田サミット」にも毎年参加し、棚田米の販売促進活動を継続している。また行政ともタイアップし、「ごはん食推進運動」にも積極的に取り組んでいる。

一見遠回りに見えるこれらの取り組みを継続する中に、産地や取引先からの信頼が生まれ、弊社のファンが増えてくるものと思われ。前述の経営目的に沿った企業活動を続ける中で、生涯顧客を増やしていけると確信している。

(福岡農産(株)代表取締役社長 福岡県田川市檜町一四二一)

は困難である。仮にスーパー側が一〇kgで一〇〇円しか販売マージンをとらなくて一〇kg一八八〇円で納入できたとしても、袋代五〇円、配送コストが七〇円、八〇円としてこれを引けば、卸にとつては七〇円、八〇円の利益やし取れない。精米にかかる諸コストすらカバーできず、まして一般管理費までは到底まかなえないはずである。

したがって一〇kg一九八〇円の店頭価格を実現するには、計画外流通の六〇kg一万三三〇〇円程度の玄米を、あきたごまの代わりに使わざるを得ないと、このことになるわけである。あきたごまのブレンド比率を二〇％に下げ、三〇％を六〇kg一万三三〇〇円前後の玄米に交えると一kg二五〇〇円の原価となる。これを一〇kg二八〇〇円、二八五〇円で購入することができれば、なんとか継続納入できるわけである。

断定はできないが、一〇kg一九八〇円で売られているような五〇％銘柄表示のブレンド米は、表示どおりの比率で銘柄米が入っていない可能性が考えられる。